

改正債権法の要点解説（8）

—弁済・相殺—

改正債権法の要点解説第8回では、「弁済」「相殺」の改正点について説明します。
実務上頻繁に行われている相殺については、相殺が可能とされる場面・禁止される場面について改正がされており、正確な理解が求められます。

第1 弁済

弁済は、「債務者が債務の内容である給付（例えば、代金の支払い、目的物の引渡しなど）を債務の本旨に従って実現すること」と定義されます。弁済によって、債権は目的を達成して消滅しますが、改正前民法にはこの基本的効果が定められていませんでしたので、今回の改正により規定されました（§473）。

また、弁済の要件・効果等に関して、幾つかの改正がされました。

実務への影響は大きくはありませんが、主な改正点は次のとおりです。

1 第三者の弁済（§474）

債務者以外の第三者が弁済を行う場合について、債権者を保護する観点から、弁済の要件・効果等が定められました。

- ① 弁済について正当な利益を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済することができません。ただし、債務者の意思に反することを債権者が知らずに第三者から弁済を受けた場合には、その第三者による弁済は有効と扱われますので（§474Ⅱ）、善意の債権者が後で弁済の効力を覆されることはありません。
- ② 弁済について正当な利益を有しない第三者から弁済の提供がされた場合、債権者は、その弁済が債務者の意思に反するかどうかを知り得ない場合があることから、原則としてこれを受領する義務がないことを明確にし（§474Ⅲ）、債権者の保護を図りました。

2 受領権者としての外観を有する者に対する弁済

債務者が受領権者以外の第三者に対して弁済を行った場合、本来、その弁済は無効

となります。しかし、受領権者としての外観を有する者に対して弁済した者を保護する必要があるため、「社会通念に照らして受領権者としての外観を有するもの」に対してした弁済は、受領権がないことを知らず（善意）、かつ、そのことに過失がなかったときは、弁済は有効とされました（§ 478）。

これは受領権者としての外観を信じたものを保護する、いわゆる「外観法理」を定めた規定です。改正前民法 478 条では「債権の準占有者」に対する弁済と定められていたものを、今回の改正でこれをより分かりやすい文言に修正したものです。規定の趣旨自体は変わらないと解されます。

第 2 相殺

2名の者が相互に債権を有している場合、それぞれ支払う煩雑さを避け、あるいは回収を確実にするために、相互の債権を対当額で消滅させる「相殺」処理がなされることが実務上よく見受けられます。この相殺については一定の制限ルールが民法で規定されていますが、今回の改正によりこのルールが一部改正されました。

1 不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止（§ 509）

(1) 改正の経緯

改正前民法では、不法行為に基づく損害賠償請求を受けた者はその債務を受働債権として相殺することができないと規定されていました。この趣旨は、①不法行為の相手方（被害者）に実際に支払いを受けさせて保護する必要があること、②不法行為の誘発¹を防ぐこと、などにあるとされていました。

しかし、①の点については、損害賠償債務の発生原因を不法行為に限定するのではなく債務不履行の場合も保護の必要が高い場合があること、②の点については、意図的に不法行為を行った場合のみを対象とすれば足りることなどの批判がありました。そこで、今回の改正においては、次のとおり、加害者の主観面と侵害された法益（権利等）に着目して、相殺することのできない受働債権の範囲が次のとおり見直されました。

(2) 相殺することのできない受働債権

- | |
|-------------------------------|
| ① 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務 |
| ② 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（①を除く） |

¹ 弁済を受けることができない債権者が相殺を目的として不法行為を行い、これによる損害賠償債務を債権とを相殺すること

①不法行為による損害賠償債務については、改正前は、不法行為を原因とする損害賠償債務は全面的に相殺が禁止されていましたが、改正後は、「悪意」による不法行為の場合に限って相殺が禁止されます（§ 509①）。相殺することができない受働債権の範囲が限定されたこととなります。この「悪意」とは、積極的に相手を害する意思があることが必要と解されており、「故意」（＝知っていた）、「過失」（＝不注意）による不法行為の場合は相殺が禁止されません。

一方、②人の生命・身体等を侵害したことにより負担した債務については、不法行為（交通事故など）を原因とするか、債務不履行（医療過誤・安全配慮義務違反など）を原因とするかを問わず、相殺することができません（§ 509②）。人の生命・身体という法益を保護する必要性が高いことから、相殺することができない受働債権の範囲が拡大されたこととなります。

以上をまとめると、次の通りとなります。

- ・加害者が「悪意」で不法行為を行った場合、侵害した法益（権利等）の内容に関わらず、損害賠償債務を受働債権とする相殺は認められません。
- ・しかし、不法行為の加害者の主観面が「故意」や「過失」に止まる場合には、侵害した法益が人の生命・身体でなければ、相殺が認められます。
- ・他方、人の生命・身体を侵害した場合には、加害者の主観面や発生原因（不法行為か債務不履行か）にかかわらず、相殺が認められません。

(3) 実務への影響

今回の改正により、相殺できる場面とできない場面が従来から変更されます。

特に、交通事故などで、人の生命・身体を伴わない物損事故の場合には、従来は「不法行為」に括られて相殺が禁止されていましたが、改正後は、①の「悪意」（積極的な害意）がなければ、相殺による処理が行われますので、保険実務にも相応の影響があると予想されます。

2 差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止（§ 511）

債権について第三者から差押えがされた場合、その債権の債務者が有する債権（反対債権）をもって差押え債権者に対抗できる範囲が実務上問題となります。この点につき、改正前民法では、差押え後に取得した債権による相殺はできないと定めるのみで、取得した債権の弁済期と差押えのあった債権の弁済期の先後関係によって相殺が制限されるか否かにつき、判例・学説で争いがありました。

今回の改正により、差押え前に取得した債権による相殺を（無制限に）対抗できる

ことが明文化され（§ 511 I）、現在の確定判例であり、実務において定着している見解（無制限説）に従うことが明確になりました。実務で定着した処理を認めた改正ですので、実務への影響は殆どありません。

なお、今回の改正では、破産法における相殺禁止の規定と平仄を合わせる観点から、差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、原則としてその債権による相殺を対抗できると規定されました（§ 511 II）。従来よりも相殺できる範囲が拡大されたこととなります。

3 債権の譲渡があった場合の相殺権（§ 469）

債権の譲渡がなされた場合、債務者が譲渡人に対して有する反対債権により相殺することを譲受人に対して対抗（主張）できるか、という点については、2で説明した「差押えと相殺」と同様の争いがありました。

今回の改正により、2と同様に、債権譲渡の対抗要件具備時より前に取得した債権による相殺を（無制限に）譲受人に対抗できることが明文化されました（§ 469 I）。

また、対抗要件具備以降に発生した場合であっても、対抗要件具備時より前の原因に基づいた債権（§ 469 II ①）、譲受人の取得した債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権（§ 469 II ②）による相殺は、原則として譲受人に対抗できるとされました（この規定の適用は将来債権譲渡の場合が想定されています）。前者は2と同様に破産法の相殺禁止規定との平仄を合わせた規定です。後者の「譲受人の取得した債権の発生原因である契約」とは、譲渡された受働債権を発生させた契約と同一の契約を意味しますが、これに該当するかどうかの解釈は今後の判例などに委ねられることとなります。いずれにしても、差押えがなされた場合（2の場合）と比較して、債権譲渡があった場合の方が、債務者が相殺できる債権（自働債権）の範囲が広く規定されていることに留意が必要です。

（執筆者 弁護士 島田 敏雄）